解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡市博多区西月隈五丁目一八番四三号

株式会社ＦＫエナジー

代表清算人　蘇　　慶

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月二十四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

山梨県西八代郡市川三郷町中山九一八番地

宗教法人諏訪神社

清算人　弁護士　小澤　義彦

連絡先　山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月十九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

山梨県富士吉田市上吉田六六三番地

宗教法人富士嶽神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡県大野城市牛頸三丁目二番五号

医療法人健修会

清算人　久冨　圭子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

福岡県大牟田市馬渡町三七番地七

グリーンタウン笹原管理組合法人

清算人　山田　隆二

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十日大分地方裁判所竹田支部の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大分県豊後大野市朝地町梨小一三八三番地

神道大教尺間嶽西大野講社

清算人　司法書士　和田　正敏

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

広島県福山市沼隈町大字中山南一二三三番地の三

医療法人悠友会

清算人　倉田　　要

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十六日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

大阪府藤井寺市林六丁目六番一九号

医療法人松本歯科医院

清算人　松本　浩司

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月四日

宮崎市大字島之内六七一四番地一

医療法人翔和会

清算人　皆内　康廣

第４期決算公告

令和８年３月４日

埼玉県新座市野火止三丁目10番５号

株式会社増木

代表取締役　新井　　健

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	389,401
	固定資産	77,661
	資産合計	**467,062**
負債及び純資産の部	流動負債	221,743
	固定負債	85,263
	株主資本	160,056
	資本金	40,000
	利益剰余金	120,056
	その他利益剰余金	120,056
	（うち当期純利益）	(54,981)
	負債・純資産合計	**467,062**